

○国土交通省告示第四百六十六号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第六項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側 一雄

地方税法施行規則附則第七条第六項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

- 一 昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅において行われた耐震改修が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第二十五項に規定する基準に適合するものであることを、当該住宅の所在地を管轄する地方公共団体の長、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が別表の書式により証する書類

二 昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅であつて、耐震改修が行われたものについて交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価書の写し（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2―1の1―1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。））

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

別表

地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書

申請者 住所
電話
氏名 印
住宅の所在地
上記住宅に係る耐震改修が完了した日
年 月 日

上記家屋において、地方税法施行令附則第12条第25項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明を行った地方公共団体の長					印	
証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関	氏名又は名称				印	
	住所					
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号				
		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)				
指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合	指定・登録年月日及び指定・登録番号					
	指定をした者(指定確認検査機関の場合)					
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称					
	所在地					
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別					
	登録年月日及び登録番号					
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名					
	住所					
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号			
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)			
建築基準適合判定資格者の場合		登録番号				
	登録を受けた地方整備局等名					
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名					
	住所					
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号			
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)			
建築基準適合判定資格者	建築基準適合判定資格者	合格通知日付又は合格証書日付				
		合格通知番号又は合格証書番号				

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

- 1 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄における「氏名又は名称」及び「住所」の欄について、指定確認検査機関が証明した場合であって当該機関が指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った名称及び住所を、登録住宅性能評価機関が証明した場合であって当該機関が登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所を記載するものとする。
- 2 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄における「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄について、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号を記載するものとする。